

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	生活衛生指導事業			事業コード	2247
所属コード	069400	課等名	市保健所 生活衛生課	係名	生活衛生担当
課長名	佐藤 圭	担当者名	佐々木 智	内線番号	691-6631
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード	1
	基本事業	生活衛生対策の推進	コード	3
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 1 目 生活衛生指導事業(006-02)			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 单年度	<input checked="" type="checkbox"/> 单年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度 20 年度
根拠法令等	理容師法, 美容師法, クリーニング業法, 興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, 温泉法, 建築物衛生法, 水道法, 家庭用品規制法, 盛岡市飲用井戸等衛生対策指導要領ほか			

(2) 事務事業の概要

理容師法, 美容師法, クリーニング業法, 興行場法, 旅館業法及び公衆浴場法に基づく施設の衛生環境が良好に保たれるように監視指導を行うとともに, 営業許可に伴う書類審査及び施設検査等を行う。また, 温泉法に基づく温泉の適正利用に係る許可や建築物衛生法に基づく室内環境の確保等について監視指導を行う。さらに, 飲用井戸の適切な維持管理に対する指導や水道法に基づく専用水道, 簡易専用水道に係る認可, 届出や維持管理に係る監視指導を行う。

この他に, 家庭用品規制法に基づく試買試験を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

盛岡市が中核市に移行したことに伴い, 平成 20 年度から盛岡市保健所が設置され, 県から事務事業の権限委譲があったことによる。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

生活環境の向上に伴い, 法令等に根拠のない対応 (衛生害虫等の駆除やシックハウス対策など) に盛岡市としてどう取り組むか検討する必要がある。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

生活衛生関係営業者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 施設数	施設	2798	2802	2802	2816	2816
B						
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

- ・施設の許認可
- ・施設の立入検査による監視指導
- ・営業者への研修会

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 監視指導件数	件	599	236	857	388	863
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

施設の衛生水準を維持・向上させる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 監視率	■上げる □下げる □維持	%	69.7	27.1	100	45.3	100
B	□上げる □下げる □維持						
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	802	806	1179	955
	A 小計 ①～⑤	千円	802	806	1179	955
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	9000	9000	9000	9000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	36000	36000	36000	36000
計	トータルコスト A+B	千円	36802	36806	37179	36954
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

生活衛生関係施設の許認可及び監視指導をすることにより、生活衛生上の良好な環境が保たれ、「健やかに暮らせる健康づくりの推進」が図られる。ひいては、『いきいきとして安心できる暮らし』が担保される。

② 市の関与の妥当性

これら生活衛生指導事業は、理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法、建築物衛生法、水道法、家庭用品規制法等に基づき行っている法定事務であり、これを行う者は保健所設置市である「盛岡市」である。

③ 対象の妥当性

法定事務であることから、対象の範囲は意図の達成のために妥当であり、対象を広げたり絞ったりする必要はない。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であることから、法令改正がない限り、これら事務事業は廃止・休止とならない。しかし、これら事務事業が廃止・休止になった場合、生活衛生上の良好な環境の確保が難しくなる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

- ・監視指導におけるポイントを影響度により振り分けすること。
- ・立入検査の結果や最新の知見を生活衛生関係営業者等にフィードバックすること。

(3) 公公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

- ・受益者は市民全体である。

(4) 効率性評価

- ・監視指導におけるポイントを影響度により振り分け、効率的な監視指導を行うこと。
- ・成果向上の余地はあるが、職員の休業による減員があり、思うように進まない現状がある。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

- ・効率よい立入検査による監視指導を行うこと。
- ・監視指導の結果を生活衛生関係営業者等にフィードバックすることにより、新たな観点で更なる施設の衛生水準の向上を図ること。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

- ・職員一人一人の業務効率の向上に取り組まなくてはならないが、基本的なマンパワーの不足は成果向上の足枷になる。適切な人員・人材配置は必要不可欠である。盛岡市は、「その業務の目指すところは何か。」、「どこに、何を目指すのか。」というビジョンを明確に、具体的に持たなければならない。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

生活衛生関係営業は、時代とともに利用者のニーズと営業形態が大きく変化し、新たな感染症の発生や技術等の発達とともになう健康被害の発生が問題となっている。

特に、公衆浴場等が関係するレジオネラ感染症の発生は全国的な問題となっており、管内においても、これまでに3件のレジオネラ肺炎の事案が発生するなど、当該施設における防止対策の強化、患者発生時における感染源の特定等、迅速な対応が求められている。

従って、生活衛生分野における市民の安全で快適な生活環境づくりのためには、法令等及び最新の科学的根拠に基づいた関係施設への監視指導を積極的に推進する必要がある。

また、行政改革の流れの中で、今後とも行政サービスの維持向上を図りながら、より一層の効率的かつ効果的な業務の推進に努めなければならない。